

# 令和8年度鳥取市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

## 1. 目的

鳥取市のふるさと納税の推進と地元物産の振興を図ることを目的に、ふるさと納税により寄附をされた方に進呈する地元特産品等のお礼の品（以下、「返礼品」という。）を提供していただける者（以下、「提供事業者」という。）を募集する。

## 2. 事業の概要

寄附データ（氏名、住所、連絡先等）の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の開発やPR等について、鳥取市が指定する中間事業者（以下、「中間事業者」という。）に委託する。

事業の基本的な流れは以下のとおり。

(1) 寄附者から鳥取市に対する寄附・返礼品の申込

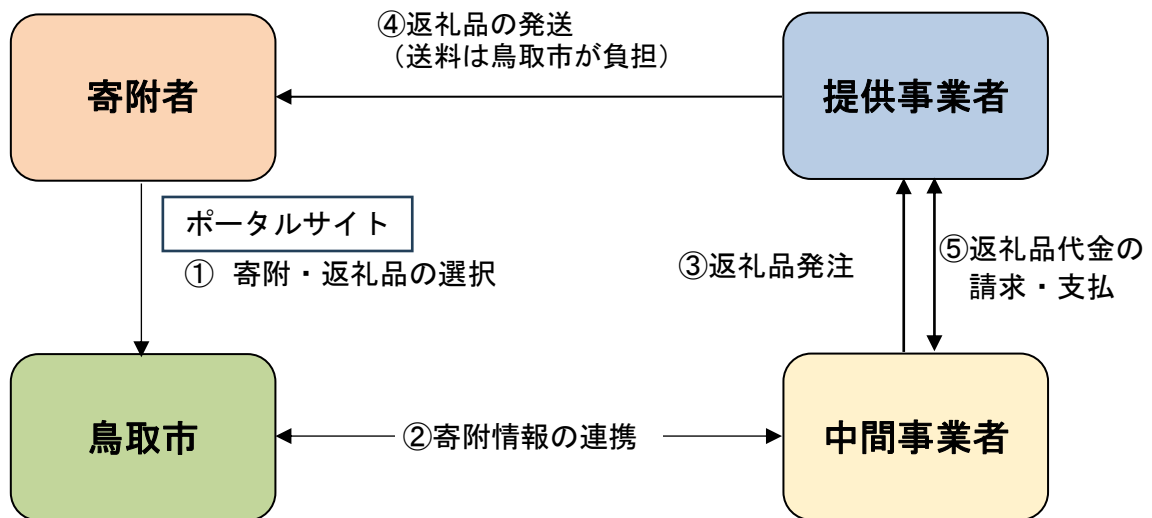
※申込方法は、インターネット（ふるさと納税ポータルサイト）、郵送又はFAX

(2) 中間事業者と寄附情報の連携

(3) 中間事業者から提供事業者へ返礼品発注

(4) 提供事業者から寄附者に返礼品発送

(5) 提供事業者と中間事業者において、返礼品代金請求及び支払手続き



## 3. 提供事業者について

### (1) 提供事業者の要件

提供事業者は以下のアからエをすべて満たすものとする。

ア 次の（ア）から（ウ）すべてに該当することを要件とする。

（ア）原則、鳥取市内に事業所本社（本店）、支社（支店）、工場のいずれかを有する法人、団体、又は個人事業主であること。ただし、総務省が定めるふるさと納税の返礼品に係る地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条）に該当する製品を取り扱う事業者等についてはこの限りでない。

（イ）インターネット上で販売できる返礼品を取り扱う事業者

- (ウ) 寄附者に対し、責任を持った対応が迅速かつ的確にできる事業者
- イ 市税の滞納がない者であること。
- ウ 各種法令規則等に沿った生産及び製造、販売またはサービスの提供を行っていること。
- エ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び鳥取市暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員でないこと。  
※ただし、上記の要件に適合しても、鳥取市が提供事業者として適当でないと思われた場合や、返礼品として適当でないと思めた場合は、参加をお断りする場合があります。

## (2) 提供事業者の責務

提供事業者は次の事項について責任を持って履行しなければならない。

### ア 返礼品の発送及びその対応等

- (ア) 返礼品の発送は、提供事業者が行うものとし、中間事業者が発送を指示した日から原則2週間以内に行うこと。
- (イ) 返礼品の内容の変更、生産・提供の中止・終了をする場合は、速やかに電話、メールまたはFAXで中間事業者に報告すること。
- (ウ) 返礼品の発送遅延や提供できない恐れがあるなど問題が発生した場合は、速やかに電話、メールまたはFAXで中間事業者へ報告すること。
- (エ) 返礼品の品質に関して、寄附者より問い合わせや苦情などが寄せられた場合は、提供事業者において責任をもって対応し、内容についてメールまたはFAXで中間事業者へ報告すること。
- (オ) 食品返礼品を提供する場合は、産地名を適正に表示すること。
- (カ) 鳥取市が必要と認める実地調査・確認等の要請を行った場合は、調査に応じること。
- (キ) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (ク) 食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、鳥取市は取引中止等の対応をとるものとする。これによって発生した違約金、損害賠償に係る費用は提供事業者の負担とする。

### イ 個人情報の保護

- (ア) 提供事業者は、中間事業者もしくは鳥取市から提供された寄附者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律及び鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、適切に取り扱わなければならない。
- (イ) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。

## 4. 返礼品について

### (1) 返礼品の要件

総務省が定めるふるさと納税の返礼品に係る地場産品基準(平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条)に該当するものであって次のア～オの要件をすべて満たすもの。

ア 次の地場産品基準のいずれかを満たすもの

- 一 鳥取市内で生産されたもの
- 二 鳥取市内で原材料の主要な部分（原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定以上上回る割合）が生産されたもの※
- 三 鳥取市内で返礼品等の製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの（工程を経て完成した返礼品等の付加価値（金額ベース）のうち半分を一定以上上回る割合）※ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限る
- イ 食肉の熟成又は玄米の精白 鳥取県区域内において生産されたものを原材料とするもの
- ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が鳥取市内で生じている旨の照明がなされたもの
- 四 鳥取市内で生産されたもので、流通構造上、近隣の他市町村で生産されたものと混在することが避けられないもの。例）JAが集約するお米
- 五 鳥取市広報の目的で製造及び活用された鳥取市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズなどその特徴から鳥取市独自の返礼品とわかるもの。例）鳥取市マスコットキャラクター「SUGO! うさぎ イーくん」グッズ
- 六 前1号から5号に該当する品物（主）と当該品物と関連性を持った品物（副）とを組み合わせ提供するもの。例）市内産そば+市外産そばつゆ
- 七 鳥取市内で提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が鳥取市に相当程度関連性があるもの
- 七の二 鳥取市内に所在する宿泊施設であって、鳥取県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、鳥取県以外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務
- 七の三 鳥取市に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するもの
- イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
- 七の四 鳥取市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること
- イ 鳥取市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において

前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 鳥取県が鳥取県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを鳥取県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 鳥取県が鳥取県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

鳥取県の場合、鳥取県産梨（二十世紀、王秋、なつひめ、新甘泉、秋甘泉、秋栄、新興）、鳥取和牛、鳥取県内で水揚げされたズワイガニ（松葉ガニ、親ガニ）、ベニズワイガニ、鳥取県産の米（コシヒカリ、ひとめぼれ、きぬむすめ、星空舞、プリンセスかおり）及び当該県産米の米飯

イ 鳥取市の地域産業の振興につながるもの又はPRに繋がる返礼品等であること。

ウ 安定的な供給と品質の管理が可能なもの

エ 食品衛生法、食品表示法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の関係法令を遵守し、違反していないもの

オ 鳥取市内で提供されるサービス（宿泊、食事等）について、期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から1年間以上あること。

※アの二と三については、別途指定様式にて原材料費等、提供価格（返礼品代）、鳥取市内において生じた価値の割合、一般販売価格及び製造・加工地について証明をしなければならない。また、その内容について、毎年9月に鳥取市ホームページにて公開することについて了承すること。

## （2）寄附金額の設定について

寄附金額は、総務省の基準（返礼品は寄附金額の3割以下、事務経費は寄附金額の5割以下）に基づき、当該返礼品に係る送料及びその他必要経費を加味した上で、市が個別に設定する。また、寄附金額は5,000円以上（千円単位）とする。

## （3）費用負担について

ア ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等決済手数料、返礼品の商品代金は、鳥取市が全額を負担する。

イ 提供価格は送料を除いた商品代金（返礼品代、梱包代、消費税を含む）とする。

ウ 送料は、原則として鳥取市が全額負担する。（詳細は（6）に記載）

エ 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再発送を行った場合の費用は、提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

オ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費については、鳥取市は負担しない。

## （4）その他諸条件について

ア 提供価格が1,300円以上（税込）のもの

イ 返礼品は、単品に限らず複数の商品を詰め合わせたものでも良い。また、通年扱えるものに限らず、数量限定又は期間限定で提供されるものでも良い。

ウ 1事業者が提供できる返礼品の数は、原則15品を上限とする。ただし、返礼品の出荷実績に応じ、15品を超える分の可否は個別に協議する。

## (5) 掲載について

### ア インターネット媒体

返礼品は、鳥取市ふるさと納税サイト及び鳥取市が提携するふるさと納税専門サイト（以下外部ポータルサイトという。）に掲載する。返礼品の内容、在庫数量、受注状況等によっては、一部のサイトのみの掲載とする。

### イ パンフレット

提供事業者1者あたり5品を上限とし、希望する場合に鳥取市が作成するふるさと納税パンフレットへ掲載する。ただし、掲載を希望したすべての返礼品がパンフレットに掲載されるわけではない。

6月を目途にパンフレットを作成するため、4月以降に掲載を希望される場合は、次のパンフレット掲載となる。

## (6) 発送について

### ア 配送業者及び配送方法について

配送業者及び配送方法は、中間事業者もしくは鳥取市が指定する業者及び方法とする。ただし、鳥取市がやむを得ないと認めるときは、中間事業者もしくは鳥取市が指定する業者及び方法以外の手段で発送することができる。この場合において、寄附者に対する発送の連絡等は、直接、提供事業者が行わなければならない。また、金券に類するもの等の信書便で配送すべき返礼品は、特定記録郵便などの配送した記録が残るものを利用しなければならない。

### イ 送料について

送料は、全額を鳥取市が負担する。また、金券に類するもの等の信書便で配送する返礼品についても、鳥取市が全額負担する。

### ウ 市負担額の請求について

信書便で配送した場合は、寄附者の指定する場所に返礼品が到着した後に、送料を中間事業者に請求する。

## (7) 返礼品代金の支払

中間事業者が返礼品代金の支払を行う。返礼品の納品をもって精算の対象とし、返礼品の売上高を納品月の月末締めで確定させ、翌月25日（土日祝の場合は前営業日）までに指定の口座へ振り込む。

## (8) その他

返礼品以外に経済的価値があるものは絶対に送らないこと。

（例1：米の返礼品におまけとして野菜を同封する）

（例2：アルコールにおまけとしておつまみを同封するなど）

## 5. 提供事業者の特典等

(1) 外部ポータルサイト及びふるさと納税パンフレットに提供する返礼品を掲載することにより、事業者名及び商品のPR効果が見込める。

※鳥取市の導入している外部ポータルサイト：ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるさとプレミアム、ANAのふるさと納税、JRE MALL、ふるぽ、Amazonふるさと納税

(2) 返礼品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送するこ

とにより、自社商品等のPRを行うことができる。なお、年賀状等の返礼品発送の際の同梱以外の方法により個別にPRを行うことは、厳禁とする。

## 6. 申込方法・申込先

### (1) 申込方法

以下の必要書類を提出してください。

ア 鳥取市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書

イ 鳥取市ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書兼同意書

ウ 鳥取市ふるさと納税返礼品提供申込書

※返礼品として表示する商品の名称は、鳥取市ふるさと納税返礼品提供申込書に記載の返礼品の名称に基づき、鳥取市が付与する。

エ 製品等の加工品について、地方団体の区域内において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式【別紙1】

※提供しようとしている返礼品が鳥取市内で製造等されたもののみ。

オ 食品表示ラベルの画像データ（登録する返礼品が加工食品の場合）

カ 営業許可・販売許可が必要な返礼品の場合、その許可証の写し

キ 提供事業者の住所が鳥取市以外の場合、最新の市税納税証明書の写し

### (2) 提出先

鳥取市役所 資産活用推進課 ふるさと納税係

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地

T E L : 0857-30-8137 F A X : 0857-20-3948

Email : tottoricity-furusato@city.tottori.lg.jp

### (3) 募集期間

随時募集をする。

ただし、新規返礼品については総務省から承認を得る必要があるため、返礼品提供申込書の提出から受注開始までに半年程度時間を要する場合があることを見込み、申込みをすること。

## 7. 提供事業者・返礼品の決定

(1) 提供事業者及び返礼品の認定は鳥取市が行い、その結果を当該申込者に連絡する。

(2) 登録認定後、中間事業者と提供事業者でふるさと納税の返礼品に係る契約を締結する。

## 8. 提供事業者の認定の取り消し等

以下のいずれかに該当した場合は、提供事業者の認定の取消や返礼品の掲載の取り止め等、鳥取市が行う一切の措置について異議申し立てを行わない。この場合において、損害が生じて、市は一切その責めを負わないものとする。

(1) 申込内容に虚偽があった場合

(2) 本要項に定める提供事業者及び返礼品の要件を満たさなくなった場合

(3) 本要項に定める提供事業者の責務を怠った場合

- (4) 鳥取市、中間事業者及び寄附者へ損害を与える行為を行った場合
- (5) その他、寄附者からの苦情が著しいなど返礼品として相応しくないと鳥取市が判断した場合

## 9. 提供事業者の内容変更・返礼品の内容変更または提供中止

- (1) 提供事業者の登録内容を変更する場合は、メールまたは FAX で中間事業者及び鳥取市へ報告すること。
- (2) 既に認定済みの返礼品について、返礼品内訳、提供価格等の内容に変更または提供中止を行う場合は、早急に中間事業者へ報告すること。

※この要項は、総務省通達等により予告なく変更となる場合があります。